

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三〇一
  - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三〇一
  - 保安林の指定施行要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明のため当該通知の内容を掲示した件 三〇二
  - 公 告**
  - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件四件 三〇三
  - 都市計画法により公聴会を開催する件 三〇三

## 告 示

### 福島県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、下野堰地区に係る県営農業用河川工作物応急対策事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
  - 二 土地改良事業変更計画書の写し
  - 三 縦覧の期間
- 平成二十四年九月五日から  
同 月二十四日まで（二十日間）
- 縦覧の場所  
会津若松市役所及び会津美里町役場

（農村計画課）

### 福島県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年九月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所  
いわき市好間町上好間字東唐松一三の二（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
解除理由の消滅
  - 二一 解除予定保安林の所在場所  
いわき市好間町上好間字東唐松一三の二（次の図に示す部分に限る。）、字大畑一五七の二、一五八の六
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
水道事業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

### 福島県告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により保安林の指定施行要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容を塙町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十四年九月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 所在の不明な者の氏名  
小峰英之
  - 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施行要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施行要件については、保安林の指定施行要件を変更する件（平成二十四年農林水産省告示第千六百十六号）によること。
- （森林保全課）

## 公 告

### 公告第二百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年九月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月十四日

二 名称  
特定非営利活動法人うつくしまライフネット

三 代表者の氏名  
深谷 佳孝

四 主たる事務所の所在地  
福島県東白川郡塙町大字塙字大町四丁目六番

五 定款に記載された目的  
この法人は、東白川地方の美しい自然と豊かな環境エネルギーの保全且つ循環型社会システム作りのため、身近な道路・河川水の利用環境美化・点検とバイオマスエネルギーに関する調査研究等を行なうとともに、地域の活性化と安全で住みやすいまちづくりを

目指し、雇用促進や防災に関する様々な活動、そして地域交流・世代交流による人と地域とのやさしい関係づくりを行うことを通じて、広く持続可能な循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

**公告第二百五十八号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年九月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月十四日

二 名称  
特定非営利活動法人如水会

三 代表者の氏名  
深谷 佳孝

四 主たる事務所の所在地  
福島県南東白川郡塙町大字塙字大町四丁目六番

五 定款に記載された目的  
この法人は、次世代を担う子供や若者を始めとする一般市民を対象に、主に剣道を

始めとするスポーツを通じて、スポーツ指導・教育環境の整備とともに、心身の健康と真の「人格形成」を養うことで、社会に活かせる「強い」精神力を培い向上することを目指し、また、その中で地域社会と市民、行政、企業、各種スポーツ団体、他団

体等が融和協働して、地域の新しい活性化拠点として世代を超えた人々が次世代を担う人づくり・まちづくりをするため、街の環境整備活動とともに子育て並びに男女共同参画等の調査研究、企画提案、啓発助言の事業を行ない、そして高齢者を対象に、地域住民とのつながり（助け合い）の中で、健康と福祉の総合的なケアマネジメントを行なうことで、自宅における介護だけではなく、自立して地域社会で暮らすための支援を行なうことを通じて、真のノーマライゼーションに満ちた社会の創造と地域福祉の推進を目指した住民参加の地域社会の実現といきいきとした人づくりに寄与することを目的とする。

（文化振興課）

**公告第二百五十九号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年九月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月二十三日

二 名称  
特定非営利活動法人ふくしまNPOネットワークセンター

三 代表者の氏名  
星野 珉二

四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市置賜町一番二十九号

五 定款に記載された目的  
この法人は、主に福島県内で活動する、民間非営利活動団体及び市民団体を支援し、

これらの活動の基盤整備を進め、地域や分野を越えたネットワークの拠点となることにも、まちづくりの推進活動については積極的にこれと取り組み、行政や地域と連携した新たな協働関係を築きながら、もって市民社会の発展に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

**公告第二百六十号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年九月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月二十四日

二 名称

特定非営利活動法人福島県パートナーシップ普及委員会

代表者の氏名

菊池 和彦

主たる事務所の所在地

福島県郡山市菜根二丁目十七番二十号

定款に記載された目的

この法人は、動物介在療法や動物介在活動を通して、高齢者や社会的弱者がより心豊かな生活が出来るように、また犬の飼主自身が自分の犬へのしつけを通して、人と犬とのよりよいパートナーシップを築き、自分の家庭のみならず地域社会がより明るく、暖かみのあるものになるように、さらには犬とのスキンシップを通して、とまづればすさみがちになる青少年の心の健全育成に寄与することを目的として活動を行う。  
(文化振興課)

公告第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、会津都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十四年九月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十四年九月二十五日（火）午後六時三十分から

場所 会津若松市追手町七番五号 会津若松合同庁舎新館二階大会議室

二 公聴会の案件

会津都市計画道路に関する都市計画を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、会津都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十四年九月十八日（火）までに、別記様式による公述申出書を会津若松市建設部都市計画課又は福島県会津若松建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県会津若松建設事務所事業部道路課又は会津若松市建設部都市計画課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県会津若松建設事務所事業部道路課又は会津若松市建設部都市計画課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成24年9月4日付け福島県報に登載された「会津都市計画道路に関する都市計画を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成 年 月 日

福島県知事 佐藤 雄平

公述申出人

住 所

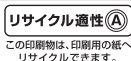
氏 名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷